

書証（960）の説明

960

「257 将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者についての説明会記録」
s33・12・9 靖国神社

① 厚生省が靖国神社に対して行った説明の記録。上記 10・13 の協議での確認に基づいてなされたことが解る。なぜなら、この会議には厚生省援護局美山次長以下・宗教法人靖国神社の責任役員である筑波宮司以下に加えて更に総代(北白川祥子始め、小泉信三ら 10 人中 8 人)という、最高級の重要メンバーの全員出席のもとに、同旨の説明が行われているからである。

② ここに、以下のとおりの極めて興味深い記述が見られる。(なお、資料では発言者が文末に記載されているが、理解の便宜上行頭に記載する。・・・控訴人代理人)

四 宮司 外に質問はないか(別に急ぐわけではないが)
では戦争裁判処刑者についての説明をどうぞ。

五 別冊(二)に基づいて田島事務官より説明す。

六 館 総代 今後十分に検討せねばならぬ。

七 小泉総代 ここで決定するのではないのですね(ほっとした面持ちでうなづく)

八 宮司 今日唯説明を聞いて頂いただけであって、これから充分検討して頂かななくてはならず又援護局からも更に来て頂いて説明して頂くことになると思はれるからよろしく願ひ度い。
ではこの会を終わります。」

との記載がそれである。

③ ここに明らかなことは、A 級戦犯の合祀については、厚生省側から提案・説明があったのであり、これを受けた靖国神社側の方は、むしろ慎重であったという事実である。そもそも筑波宮司は、A 級戦犯合祀については極めて慎重であったと伝えられている。(このときも「別に急ぐわけではないが」とも発言している。) 結局在任中は、祭神名票は厚生省から送付されてきていたにもかかわらず合祀事務は進めなかった。(昭和天皇がこれを嘉していたことは、この間明らかにされた「天皇発言」とされているものによっても明らかである。ここでは天皇は「筑波」を評価する一方で、合祀を行った「松平」をあからさまに非難している。)

また、総代も積極的発言はなく、小泉信三総代に至っては「ここで決定するわけではな

いのですね。(ほっとしたようにうなづく。)」と議事録に記録されているほどであったのであり、全体としてはむしろ、消極的・否定的であったことが看取される。

すなわち、事実としては、A級戦犯合祀については、その主唱者は政府厚生省であったのであり、靖国神社はむしろ受動的にそれを受止めさせられていたという構造が存在していたのである。(もちろん、靖国神社の教義・イデオロギーからするならば、A級戦犯は排除の対象ではなく、合祀するという素地は確実に存している。それゆえに、厚生省側は積極的に働きかけたのであった。)

④ 最後に、司会者である筑波宮司が「又援護局からも更に来て頂いて説明して頂くことになると思はれる。」と述べて、会議を締めくくっている。

ここには、A級戦犯合祀についての政府の強い意思が神社側に伝えられていたことが反映されていることが明らかに看取される。

⑤ このように、靖国神社への合祀は、それ自体は表面的形式的には宗教的行為であるが、しかし、国家政府の行った戦争動員による死没者に対して国家が、動員当初から予定約束していた事後的措置である以上、行政機関による積極的な事務遂行は必須であったのであり、具体的基準の設定・情報の収集・選考等一切を国家が行い、また、その合祀の範囲についても、合祀を自己の責任事務となす政府厚生省によって、積極的に拡充し確定していったのである。A級戦犯合祀問題は、決して靖国神社合祀問題の全部ではなく、その一部をなすものであるが、上記 A 級戦犯資料に顕れた事実は、合祀問題の本質、すなわち実質的に合祀を行っている者は日本国家なのであるとの真実を明確に物語っているものである。

以上よりするならば、「合祀は靖国神社が行った。厚生省は行政サービスで協力しただけ云々」などと言っている原判決の判示は、不見識の最たるものとの譏りを到底免れない。